

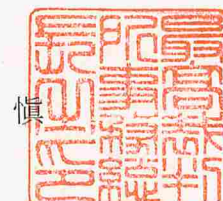
最高裁秘書第1294号

令和2年6月12日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

4月9日付け（同月13日受付，第020066号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

4月7日付け最高裁判所事務総局総務局参事官事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(庶ろ-15-B)

令和2年4月7日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石井芳明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

本日、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象地域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされ、緊急事態措置を実施する期間が4月7日から5月6日までとされました。

裁判所は、国の一機関として、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の取組に最大限努力することが責務であり、対象地域に所在する裁判所においては、裁判所として必要な機能を維持できる範囲に継続業務を縮小して、裁判を利用する当事者及び来庁者並びに職員の移動等をできる限り回避することが求められます。

3月31日付け当職事務連絡でお知らせしている裁判所における当面の対応に関する方針に基づき、感染拡大防止措置を徹底するとともに、緊急事態宣言を踏まえ、裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小していただくようお願いします。また、緊急事態措置の対象地域及び実施期間は、新型コロナウイルス感染症の今後の状況に応じて変動するものと考えられるところ、今回の対象地域に所在する裁判所はもとより、対象地域外に所在する裁判所についても、引き続き必要な検討を進めてください。

なお、緊急事態宣言を受けた業務の継続及び縮小等の方針について、裁判官を含む全ての職員に対し、別紙を回覧するなどして、速やかに周知してください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

令和2年4月7日

職 員 各位

最高裁判所事務総局総務局

新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

本日、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象地域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされ、緊急事態措置を実施する期間が4月7日から5月6日までとされました。これを受けて、対象地域の裁判所は、4月8日から緊急事態が解除されるまでの間、新型インフルエンザ等対応業務継続計画に基づく継続業務が行われる態勢となります。

裁判所は、国の一機関として、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の取組に最大限努力することが責務であり、裁判所として必要な機能を維持できる範囲に継続業務を縮小して、裁判を利用する当事者及び来庁者並びに職員の移動等をできる限り回避することが求められます。業務継続計画（BCP）に基づく各庁の方針により、継続業務を行う上で必要な職員のみが在庁して職務をし、それ以外の裁判官については在宅勤務が相当とされ、また、裁判官以外の職員については在宅勤務を命じられることとなりますので、適切に行動してください。

なお、緊急事態措置の対象地域及び実施期間は、新型コロナウイルス感染症の今後の状況に応じて変動する可能性があり、政府及び自治体等の動向を踏まえ、各庁において業務継続について検討されることとなりますので、各庁の方針に基づいて適切に行動してください。